

委 託 契 約 書（案）

委託業務名 おおいた動物愛護センター清掃委託業務及び狂犬病予防・動物愛護委託業務

履 行 場 所 大分県大分市大字廻栖野 3 2 3 1 番地 4 7（清掃委託業務）
大分県大分市大字小野鶴 1 9 6 7 番地の 1（狂犬病予防・動物愛護委託業務）

履 行 期 間 自 令和 7 年 7 月 1 日
至 令和 1 0 年 6 月 3 0 日

委 託 金 額 一金 ￥ —
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ —)

(内訳) 令和 7 年度分 ￥ (月額 ￥)
令和 8 年度分 ￥ (月額 ￥)
令和 9 年度分 ￥ (月額 ￥)
令和 1 0 年度分 ￥ (月額 ￥)

契約保証金 免除

上記の委託業務について、委託者 大分県動物愛護センター所長 渡邊 徹（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、次の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（業務の内容）

第 1 条 契約の対象となる業務は「おおいた動物愛護センター清掃等業務基準仕様書及び狂犬病予防・動物愛護業務基準仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（業務の実施）

第 2 条 乙は、業務の実施に当たり、別紙仕様書に従い、善良なる管理者の注意義務をもって業務を実施しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第 3 条 乙は、契約によって生ずる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を受けた場合は、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第 4 条 乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせて

はならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

- 2 前項の「主たる部分」とは、業務における業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。
- 3 乙は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承認を得なければならない。
なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 4 前項の規定は、乙が印刷、消耗品購入等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。
- 5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには適用しない。
- 6 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。

（業務の計画、報告等）

- 第5条 乙は仕様書に定める業務の実施計画を策定し、書面をもって甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項の実施計画書に基づき業務を実施するものとする。
 - 3 乙は、建物及び施設等に損傷又は不良箇所を発見したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
 - 4 甲は、必要と認めるときは、業務の実施状況について調査し、又は乙の報告を求めることができる。

（費用の負担）

- 第6条 乙が業務の実施のため必要とする資材・機器等は乙の負担とする。
- 2 甲は、乙が業務実施のため必要とする施設及び用水、光熱費のうち仕様書に定めるものを無償で提供する。
 - 3 乙は、履行期間が終了したとき、又は解除されたときには、速やかに、前項により提供された施設等を原状に回復し、明け渡さなければならない。
 - 4 乙は、貸与を受けた物品等が不要になったときは、速やかに、甲に返還しなければならない。

（委託業務の報告及び検査）

- 第7条 乙は、仕様書に記載してある業務が完了したときは、その旨を書面によりすみやかに甲に通知しなければならない。ただし、3月分については当該月末までに報告するも

のとする。

- 2 甲は、前項の報告を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。
- 3 前項の検査に合格しないときは、乙は、甲の指定した期間内に補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、甲が乙から補正完了の報告を受けた日から起算するものとする。

(委託料の支払)

第8条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って、委託金額の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に委託金額を支払うものとする。

(規律の維持及び秘密の保持)

第9条 乙は、業務に従事する従業員の風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めなければならない。

- 2 乙は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。この契約終了後においても同様とする。

(損害の賠償)

第10条 乙は、業務の実施に当たり、甲若しくは第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、その損害が乙の責めに帰すべき事由によるときには、乙の負担において賠償するものとする。

(業務内容の変更等)

第11条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、又は履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。

- (2) 乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。
- (3) 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。
- (4) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

（履行遅滞の場合における賠償金）

第13条 甲は、乙が、履行期間内に委託業務を完了することができない場合は委託金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。

2 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。

3 甲の責めに帰する理由により、第8条第2項の委託金額の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

（特約事項）

第14条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

（協議）

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保持する。

令和7年 月 日

甲 大分県大分市大字廻栖野3231番地47
大分県動物愛護センター所長 渡邊 徹

乙

おおいた動物愛護センター清掃業務基準仕様書及び 狂犬病予防・動物愛護業務基準仕様書

この仕様書は、おおいた動物愛護センター（以下「甲」という。）の清掃委託業務及び小野鶴分所（以下「分所」という。）の狂犬病予防・動物愛護委託業務に関する委託契約書に基づき、受託者（以下「乙」という。）が履行しなければならない業務について必要な事項を定める。

乙は、業務の実施にあたり契約書及びこの仕様書並びに関係法令を遵守して、適切な業務の実施に努めなければならない。

○おおいた動物愛護センター清掃委託業務

第1 基本事項

1 業務の対象となる施設の概要

庁舎名 おおいた動物愛護センター

所在地 大分市大字廻栖野3231番地47

敷地面積 19,499.98㎡

(1) 管理棟(構造:鉄筋コンクリート造、3階建て)

清掃延床面積:1,401.12㎡

(2) 動物保護棟(構造:鉄筋コンクリート造、一部木造、)

清掃延床面積:135.36㎡

清掃延床面積合計:1,536.48㎡

2 業務の基準

(1) 業務の実施に伴い適用を受ける次の法令に基づく基準等については、これを遵守し遺漏のないように努めること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

(昭和45年法律第20号)

イ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

エ 水道法(昭和32年法律第177号)

3 業務の実施計画

乙は、次の計画書を策定し、甲に書面をもって提出すること。

(1) 作業計画…令和7年7月1日まで

4 業務の報告及び連絡等

- (1) 乙は、日常清掃、定期清掃を行った時は、実施結果を業務の翌日(翌日が閉庁日のときは次の開庁日)までに「清掃業務日誌」により甲に報告し、甲の承認を得ること。

なお、実施結果に関する指示事項については、速やかにこれを是正するとともに、甲の確認を得ること。

5 書類等の保存

- (1) 乙は、関係書類を契約終了後5年間保存すること。

6 費用の負担

- (1) 業務の実施のため必要とする資材・機器等は乙の負担とする。

- (2) 甲が乙に無償で提供するものは、次のとおりとする。

ア 事務スペース、更衣室、休憩室及び資材倉庫の用に供する庁舎等の一部
イ 業務の実施に必要な電気、水道、ガス

7 留意事項

- (1) 業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等には十分な管理を行うこと。

- (2) 電気、水道及びガスの使用にあたっては、節約に努め効率的に使用すること。

- (3) 作業実施にあたっては甲の執務に支障のないように行うこと。

- (4) 業務終了後、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末に努めること。

- (5) 県が提供した事務スペース、更衣室等は、常に適正な管理を行うこと。

- (6) 業務に使用する資材、消耗品は、全て品質良好のもの(JIS マーク商品等)を用いること。

- (7) 業務を実施するにあたり、服装等に留意し、かつ、名札を常時着用し、従事者であることを明確にすること。

第2 清掃業務

清掃業務は、以下の仕様をもって実施するものとする。

1 業務対象場所

別表 清掃作業実施基準表並びに1階平面図、2階平面図及び屋上平面図のとおり

2 清掃員の構成

乙は、清掃業務の実施にあたり公共施設の衛生的環境を確保するため、本業務

に従事する清掃員は、次の能力を有する者をもって構成すること。

- (1) 清掃業務については、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有する者とする。
- (2) (1) 以外の清掃員については、(1) の清掃員の指示に従って作業を行う能力を有する者とする。

3 清掃種別

- (1) 日常清掃(日又は週を単位として定期的に行う業務のことをいい、概ね次のような業務をいう。)

- ア 床の清掃・・・防塵、ダストモップかけ、拾い掃き

- イ 床以外の清掃…扉ガラス部分拭き、フロアマット除塵、吸い殻ゴミ等処理、流し台洗浄及び塵芥収集、衛生陶器洗浄、扉・へだて部分・洗面台・鏡清掃、衛生消耗品補充、汚物収集、手摺り清掃・窓台除塵及び拭き、窓ガラス清掃

- (2) 定期清掃(2回/年)

- ア 床面洗浄及びワックス塗布

※各清掃の実施基準は別表「清掃作業実施基準表」による。

4 清掃時間等

- (1) 清掃等の業務の時間

- ア 週に5日実施する業務については、月曜日から金曜日までとする。

- イ 週に3日実施する業務については、原則月曜日、水曜日及び金曜日とし、祝日にあたる場合はその前後の日に実施する。

- ウ 週に1日実施する業務については、月曜日を原則とするが、甲と調整して実施するものとする。

- エ 定期清掃については、甲乙協議して日程調整を行い実施する。

- オ 8時30分から17時15分の間に実施する。

- (2) 日常清掃業務を要しない日

休日(土曜日、日曜日及び祝日)及び12月29日から12月31日、1月2日、1月3日

○おおいた動物愛護センター狂犬病予防・動物愛護委託業務

第1 基本的管理事項

1 業務上の関係法令

業務の実施に伴い適用を受ける次の法令等及びこれらに基づく基準等については、これを遵守し遺漏のないように努めること。

- (1) 狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）
- (2) 大分県動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年大分県条例第 32 号）
- (3) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

2 業務の開始及び終了時間

- (1) 業務の開始及び終了時間並びに業務に従事する職員数は次のとおりとする。

ア 受入日（原則木曜日。木曜日が祝日の場合はその前日）

8 時 3 0 分から 1 4 時まで 2 名

イ 焼却日（原則金曜日。金曜日が祝日の場合はその前日）

8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで 2 名

3 乙の注意事項

乙は、業務の実施にあたり契約書に定める事項の他、次の事項を守らなければならない。

- (1) 業務は計画的に実施し、常に適正な管理運営に努めること。
- (2) 火災、咬傷事故等を起こさないよう留意し、常に業務の安全を確保すること。
- (3) その他の事故又は異常事態が発生した場合は、適正な措置を行うとともに直ちに甲に報告すること。

4 施設等の使用

甲は、乙が業務を実施するのに必要な分所の施設・設備の一部を使用させるものとする。

5 業務実施費用の負担区分

甲は、業務実施に必要な施設、設備及び光熱水費等の費用を負担する。ただし、次のものは、乙が負担するものとする。

- (1) 業務に従事する職員の給与、手当、保険及び作業服、雨具、作業靴、作業手袋、防具等の費用
- (2) 分所で発生した廃棄物の処理に関する費用（浄化槽関係は除く。）

6 鍵の管理

甲は、乙に分所及び関連施設の鍵を預託するものとする。乙は、鍵の管理に万全を期し、紛失による盗難等の事故発生がないよう留意すること。

また、業務中は所定の場所に保管しておくこと。

第2 分所内の一般的管理事項

- 1 機械器具及びガス等の取扱いに際しては、作業者等に危害が及ばないよう十分注意すること。
- 2 退所時は、照明などの電気器具のスイッチを切り、重油、ガス類のポンペを閉め、火元の点検を行った後、各出入口・門を施錠すること。
- 3 機械・器具は適切に取り扱い、故障・破損が生じた場合は、速やかに甲に報告すること。
- 4 電気、水道、ガス、重油等は、節約に努め効率的に使用すること。

第3 委託する業務の内容

1 犬に関する業務

犬は、関係法令に基づき、愛情を持って優しく取り扱い、不要な苦痛を与えることのないようにすること。

(1) 犬の受入れ

ア 分所に到着した運搬車両から犬を誘導し、一時的に所定の抑留室に収容すること。

イ 受入れの際、搬入者に頭数を確認し、「犬に関する業務日誌」に記入すること。

(2) 犬の処分

ア 受け入れた犬については、できる限り速やかに処分すること。

イ 作業に際しては、犬が逃走しないように十分注意し、扉の開閉等を行うこと。

ウ 機械の運転は、手順に従い適切に行い、スイッチ操作は必ず機械等の状況を確認しながら行うこと。

2 猫に関する業務

猫は、関係法令に基づき、愛情を持って優しく取り扱い、不要な苦痛を与えることのないようにすること。

(1) 猫の受入れ

ア 分所に到着した運搬車両から運搬容器を受け取り、焼却室に収容すること。

イ 受入れの際、搬入者に頭数を確認し、「猫に関する業務日誌」に記入すること。

(2) 猫の処分

ア 受け入れた猫については、できる限り速やかに処分すること。

イ 作業に際しては、猫が逃走しないように十分注意し、扉の開閉等を行うこと。

ウ 小動物用処分機を用いて手順に従い適切に行い、スイッチ操作は必ず機械等

の状況を確認しながら行うこと。

3 焼却業務

(1) 焼却

ア 処分した犬、猫は、全て焼却すること。

イ 焼却中は、悪臭及び煙等の発生防止に努めること。

(2) 灰出し

焼却炉の灰の滞積による燃焼効率の低下、焼却炉の故障を防止するため灰出しは頻繁に行うこと。

(3) 灰の粉碎

灰出した灰については、粉碎し所定の袋につめること。

4 清掃業務等

(1) 日常清掃

ア 犬の搬入口、犬抑留室、通路、追込み通路、処分機（大）、処分機（小）は1日最低1回デッキブラシ、高圧洗浄機等を用いて洗浄すること。なお、各室、通路並びに処分機を使用しなかった日は、洗浄を省略することができる。

イ 操作室、焼却室、治療室はハウキ等を用いて行うこと。なお、各室を使用しなかった日は、清掃を省略することができる。

ウ 犬慰霊碑、猫慰霊碑、焼却室の祭壇は、毎日清潔保持に努めること。

エ タバコの吸殻、茶がら、その他ゴミは毎日適切に処理すること。

(2) 定期清掃（毎月1回）

ア 階段等のタイルは、あらかじめ付着物を除去し、ブラシを用いて洗浄剤で洗浄後、水洗いすること。

イ 分所の敷地内の草取りを行うとともに、落葉、ゴミ等の処理を行うこと。

ウ 抑留・処分・焼却施設の屋根、雨樋及び排水溝に堆積した落葉、泥を除去・処分すること。

(3) 一般廃棄物の処分（随時）

可燃物及び不燃物は、分別の上、必要に応じ一般廃棄物処分場に搬入することとし、「清掃業務日誌」に記入し、甲に報告すること。

(4) 清掃業務等の実施状況の確認

毎日の業務内容を「清掃業務日誌」に記録し、狂犬病予防員の確認を受けること。

第4 報告書類の提出

次の書類を作成し、狂犬病予防員の確認を受けるとともに翌月の10日までに甲に提出すること。

- 1 犬に関する業務日誌
- 2 猫に関する業務日誌
- 3 清掃業務日誌